

第●章 施工条件明示

1. 工程関係

・ 週休 2 日工事における現場閉所等の実施

本工事は、週休 2 日工事（受注者希望型）であり、月単位の週休 2 日以上となる現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休 2 日を実施するか選択できるものとし、実施の有無および実施する場合の週休 2 日のパターン（完全週休 2 日（土日）または月単位の週休 2 日）について、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。

なお、実施する場合は、予定工程により設定された休日及び現場閉所等を行うほか、以下の 1) から 7) によるものとする。

また、この場合においては、完成通知時に実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、通期の 4 週 8 休以上が未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。

工事契約後、週休 2 日の対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所等の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所等による週休 2 日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。

1) 週休 2 日は工事着手日から工事完成通知日までの期間において、完全週休 2 日（土日）または月単位の週休 2 日（現場閉所率 28.5%）以上となる休日を確認することとする。

・ 完全週休 2 日（土日）を実施する場合において、受注者の責によらず土日に現場作業等を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を同一の週で設定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所等を行っている場合に完全週休 2 日（土日）を達成しているものとみなす。

・ 月単位の週休 2 日を実施する場合において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所率が 28.5%に満たない月がある場合は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所等を行っている場合に、月単位の週休 2 日を達成しているものとみなす。

2) 現場閉所等による週休 2 日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。

週休 2 日対象外作業	〇〇
週休 2 日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日

3) 予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員への協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。

4) 元請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所等に合わせて、必ず休日とすること。

5) 受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。

6) (土木工事積算基準書・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準使用・水道実務必携の場合)  
完全週休2日(土日)を選択し現場閉所等が達成された場合は、完全週休2日(土日)の補正係数により、変更契約を行うものとする。また、月単位の週休2日以上となる現場閉所等が達成されなかった場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。週休2日とは、現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

【完全週休2日(土日):補正係数】

- ・労務費:1.02
- ・共通仮設費:1.02 ・現場管理費:1.03

【月単位の週休2日:補正係数】

- ・労務費:1.02
- ・共通仮設費:1.01 ・現場管理費:1.02

6) (港湾・漁港積算基準使用の場合)

月単位の週休2日以上となる現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。また、完全週休2日(土日)を達成した場合でも、補正係数の変更による変更契約は行わない。週休2日とは、現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合とする。

なお、週休2日の補正係数については、下記のとおりとする。

【月単位の週休2日:補正係数】

- ・労務費:1.02
- ・共通仮設費:1.02 ・現場管理費:1.03

6) (土地改良事業等請負工事積算基準の場合)

完全週休2日(土日)を選択し現場閉所等が達成された場合は、完全週休2日(土日)の補正係数により、変更契約を行うものとする。また、月単位の週休2日以上となる現場閉所等が達成されなかった場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。週休2日とは、現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

【完全週休2日(土日):補正係数】

- ・労務費:1.02
- ・共通仮設費:1.05 ・現場管理費:1.06

【月単位の週休2日:補正係数】

- ・労務費:1.02
- ・共通仮設費:1.04 ・現場管理費:1.05

6) (公共建築工事積算基準の場合)

完全週休2日(土日)を選択し現場閉所等が達成された場合は、完全週休2日(土日)の補正係数により、変更契約を行うものとする。また、月単位の週休2日以上となる現場閉所等が達成されなかった場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。週休2日とは、現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

【完全週休2日（土日）：補正係数】

・労務費：1.02 ・現場管理費：1.06

【月単位の週休2日：補正係数】

・労務費：1.02

7) 対象期間中、工事現場に対象工事であることを看板等により掲示すること。